

令和6年4月1日

長崎県漁業協同組合連合会

次世代法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得推進、取得率を20%増とする

対策

令和6年 4月～

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・年次有給休暇の時間単位取得を実施する

令和6年10月～

- ・計画的取得に向け、管理職及び職員組合との協議、業務内容見直し

令和7年 4月～

- ・従業員への周知、

目標2：育児にかかる諸制度をわかりやすく周知し、更に利用しやすい環境づくりを行う

対策

令和6年 4月～

- ・子が出生予定の従業員とその所属長に制度のアナウンスを行う

令和6年10月～

- ・制度を改正したときは、社内周知を徹底し、積極的・効果的な活用を促進する。

以上